

横浜市会議会のあり方調査会報告（第10回）

本調査会は、市会運営委員会の諮問事項のうち、「委員会傍聴のあり方」について検討し、検討結果をまとめたので報告する。

《委員会傍聴のあり方》

1 検討の趣旨

委員会傍聴については、これまで本市会において検討が行われてきたが、平成15年3月に第二次議会改善検討懇話会において報告が行われ、運営委員会決定が行われている。

その内容は、委員会傍聴は、開かれた議会の実現のためには実施すべきであるが、会議室が狭隘なため傍聴席の確保が困難であること等の課題があり、このため現状では困難であり、引き続きモニター放映を実施していくとされている。

現在においても、物理的には第二次議会改善検討懇話会の検討時と同じ状況にあるが、本調査会としては、開かれた議会を推進していくことがますます重要になっていることに鑑み、委員会傍聴の可能性について更に検討を進めた。

2 検討の結果

委員会傍聴の実現のために、現行の狭隘な会議室という状況の中で、様々な観点から総合的に検討した結果、委員会傍聴は、平成18年度において、スペースの確保、動線の分離等が可能な決算特別委員会局別審査及び予算特別委員会局別審査で試行することにより進めていくことが可能である。

試行の方法については、次のとおりとし、「予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴の試行に関する要綱」（別添案参照）を定め、実施するものとする。

常任委員会、特別委員会（予算・決算特別委員会局別審査を除く）及び市会運営委員会については、現状では傍聴席設置のための物理的な条件整備等が困難なため、これらは引き続きモニター傍聴による実施とする。

<予算・決算特別委員会局別審査における一般傍聴試行の方法>

- ① 傍聴場所は市会4階大会議室の理事者席後方とする。
- ② 傍聴人数は10人とする。
- ③ 一般傍聴席のほかに会派紹介傍聴席を用意する。会派紹介傍聴席は使用がない場合は、一般傍聴席の扱いとする。
- ④ 先着順に受け付ける。定員を超える希望者がいる場合は抽選とする。
- ⑤ 傍聴者には傍聴証を交付し身に付けていただくとともに、1階受付から傍聴席まで職員が案内する。
- ⑥ 途中退席も認め、空席が生じ次第、補欠者の傍聴を認める。
- ⑦ 傍聴者には、インターネット中継時に提供されている資料と同じ資料を提供する。
- ⑧ 会議室内に案内等の人員を置く。
- ⑨ 傍聴席と理事者席を区分するため、パーテーションを設置する。
- ⑩ 退場を命ぜられた者は、それ以後特別委員会期間中の傍聴は認めない。

また、改選後の予算・決算特別委員会局別審査で実施することについては、試行の検証結果を踏まえて検討することとする。

なお、少数意見として、引き続きモニター傍聴による実施とされた委員会についても、課題の有無に関わらず傍聴を実施すべきとの意見があった。

平成18年9月12日

横浜市議会のある方調査会

座長	藤代	耕一	(自民党)
副座長	森	敏明	(民主党)
	〃	仁田	昌寿 (公明党)
委員	横山	正人	(自民党)
	〃	古川	直季 (自民党)
	〃	高梨	晃嘉 (民主党)
	〃	加藤	広人 (公明党)
	〃	柴田	豊勝 (共産党)
	〃	米盛	裕子 (ネット)
	〃	若林	智子 (無所ク)

横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴の試行に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成17年度決算特別委員会及び平成19年度予算特別委員会（以下「委員会」という。）の局別審査において、一般傍聴を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（一般傍聴席の定員）

第2条 一般傍聴席の定員は、10人とする。

（傍聴証の交付等）

第3条 委員会の局別審査について一般傍聴をしようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴証の種別は、予算・決算特別委員会（局別審査）一般傍聴証（以下「一般傍聴証」という。）（第1号様式）又は予算・決算特別委員会（局別審査）会派紹介一般傍聴証（以下「会派紹介一般傍聴証」という。）（第2号様式）とする。

（一般傍聴の手続）

第4条 委員会の局別審査における一般傍聴の手続は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会派紹介一般傍聴証で委員会の局別審査について一般傍聴をしようとする者は、予算・決算特別委員会（局別審査）会派紹介一般傍聴申込書（第3号様式）に住所及び氏名を記載し、委員会の開会予定日の前日（その日が横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する横浜市の休日である場合は、これを繰り上げる。）までに会派紹介一般傍聴証の交付を受けなければならない。会派紹介一般傍聴証の交付は、各会派1枚の範囲内とする。
- (2) 一般傍聴証で委員会の局別審査について一般傍聴をしようとする者は、予算・決算特別委員会（局別審査）一般傍聴申込書（第4号様式）に住所及び氏名を記載し、一般傍聴証の交付を受けなければならない。
- (3) 一般傍聴証の交付は、委員会当日所定の場所において、委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に委員会終了まで行う。ただし、開会予定時刻の30分前の時点において一般傍聴をしようとする者の数が定員から会派紹介に係る一般傍聴者数を除いた数を超過している場合は、抽選の方法によるものとする。

（傍聴証の通用期日）

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、一般傍聴の許可を受けた委員会の当日に限り一般傍聴をすることができる。

（傍聴証の着用）

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

（傍聴証の返還）

第7条 傍聴証の交付を受けた者は、一般傍聴を終え、退場しようするときは、傍聴証を返還しなければならない。

（一般傍聴席に入ることのできない者）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者

- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コート等の類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 委員会室における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音をしないこと。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第13条第2項の規定に基づき、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当該委員会の期間中、再び一般傍聴席に入ることができない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(臨機の処置)

第12条 委員長は必要があると認めるときは、この要綱に規定しないものであっても、臨機の処置をとることができる。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。

第1号様式（第3条第2項）

交付番号_____
<h1>一般傍聴証</h1>
予算・決算特別委員会 (局別審査)

第2号様式（第3条第2項）

交付番号_____
<h1>会派紹介一般傍聴証</h1>
予算・決算特別委員会 (局別審査)

第3号様式（第4条第1項第1号）

整理番号_____

交付番号_____

予算・決算特別委員会（局別審査）会派紹介一般傍聴申込書

傍聴人住所

氏名

紹介会派名

会派代表者氏名

印

平成 年 月 日

上記のとおり申し込みます。

第4号様式（第4条第1項第2号）

整理番号_____

交付番号_____

予算・決算特別委員会（局別審査）一般傍聴申込書

傍聴人住所

氏名

平成 年 月 日

上記のとおり申し込みます。

※ 委員会傍聴希望日当日御持参ください。受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。受付開始時に定員を超えている場合は、抽選となります。